

三重県業務委託共通仕様書 平成29年11月 一部改正

- | | |
|-----------------|-----------|
| ◆測量業務共通仕様書 | P 1 |
| ◆用地調査等業務共通仕様書 | P 2 ~ P 5 |
| ◆地質・土質調査業務共通仕様書 | P 6 |
| ◆設計業務等共通仕様書 | P 7 ~ P18 |

三 重 県

測量業務共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正）新旧対照表

※簡単な誤字の訂正、表現の統一、同内容の再掲、条ずれ等は省略。

編	章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1	第 6 条 業務の実施	<p>1 測量業務は三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号、平成 23 年度国土交通省告示第 334 号 <u>及び</u>平成 25 年度国土交通省告示第 286 号により一部改正）を準用）、三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程を準用）（以下「規程」という。）により実施するものとし、港湾、漁港、漁場の測量業務のうち、第 2 編港湾・漁港編第 3 条 1 項で定める業務については、同条の規定によるものとする。</p> <p>なお、林道事業については、第 3 編林道編の規定に、また、治山事業については、第 4 編治山編の規定によるものとする。</p>	<p>1 測量業務は三重県公共測量作業規程（作業規程の準則（平成 20 年国土交通省告示第 413 号、平成 23 年国土交通省告示第 334 号、平成 25 年国土交通省告示第 286 号 <u>及び平成 28 年国土交通省告示第 565 号</u>により一部改正）を準用）、三重県土地改良事業測量作業規程（農林水産省農村振興局測量作業規程を準用）（以下「規程」という。）により実施するものとし、港湾、漁港、漁場の測量業務のうち、第 2 編港湾・漁港編第 3 条 1 項で定める業務については、同条の規定によるものとする。</p> <p>なお、林道事業については、第 3 編林道編の規定に、また、治山事業については、第 4 編治山編の規定によるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>法令等の改正</p>
1	1	第 33 条 安全等の確保	<p>1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 21 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>1 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 29 年 3 月 31 日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>基準等の改正</p>
2		第 2 条 用語の定義	<p>1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成 25 年 5 月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改訂内容を含むものとする。</p>	<p>1 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 平成 29 年 3 月」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。</p>	<p>基準等の改正</p> <p>語句の修正</p>
3		第 3 編 林道編	<p>林野庁制定の林道工事調査等業務標準仕様書（平成 16 年 4 月 1 日付け 15 林整計第 351 号・治山林道必携調査・測量・設計編に記載）の第 4 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>※林道工事調査等業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	<p>林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第 2 編 測量業務等標準仕様書第 2 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	<p>林野庁の改正による</p>
4		第 4 編 治山編	<p>林野庁制定の治山事業調査等業務標準仕様書（平成 15 年 3 月 28 日付け 14 林整計第 356 号・治山林道必携調査・測量・設計編に記載）の第 4 編に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>※治山事業調査等業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	<p>林野庁制定の森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の第 2 編 測量業務等標準仕様書第 3 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	<p>林野庁の改正による</p>

用地調査等業務共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編 章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1 第 2 条 用語の定義	<p>[略]</p> <p>三 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第 9 条により、発注者が受注者に通知した者をいう。</p> <p>四 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>五 「主任技術者」とは、契約書第 10 条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>六 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p>	<p>[略]</p> <p><u>三 「発注者」とは、三重県知事をいう。</u></p> <p><u>四 「受注者」とは、用地調査等業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</u></p> <p>五 「監督員」とは、契約書及び仕様書等に定められた範囲内において、受注者への指示、受注者との協議又は受注者からの報告を受ける等の事務を行う者で、設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）第 9 条により、発注者が受注者に通知した者をいう。</p> <p>六 「検査員」とは、用地調査等業務の完了検査に当たって、契約書第 31 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>七 「主任技術者」とは、契約書第 10 条に規定する管理技術者を読み替えるものとし、「三重県測量・調査業務委託に係る資格者認定基準」で定める資格保有者で受注者が発注者に届け出た者をいう。</p> <p>八 「担当技術者」とは、主任技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p><u>九 「契約書」とは、「三重県建設工事執行規則の施行に関し必要な書類の様式を定める要綱」に基づいて作成された書類をいう。</u></p> <p><u>十 「仕様書等」とは、仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表及び質問回答書をいう。</u></p> <p><u>十一 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面並びに図面のもとになる計算書等をいう。</u></p> <p><u>十二 「数量総括表」とは、用地調査等業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</u></p> <p><u>十三 「質問回答書」とは、入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</u></p>	<p>語句の追加・修正</p>

用地調査等業務共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編 章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1 第 2 条 用語の定義	<p><u>七</u> 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等について示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p> <p><u>八</u> 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p><u>九</u> 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p><u>十</u> 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><u>十一</u> 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。</p> <p><u>十二</u> 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p><u>十三</u> 「基準」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和 37 年 10 月 12 日用地対策連絡会決定）及び三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和 42 年 7 月 10 日監第 743 号）をいう。</p> <p><u>十四</u> 「基準細則」とは、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（昭和 38 年 3 月 7 日用地対策連絡会決定）及び三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和 51 年 9 月 10 日第 276 号）をいう。</p>	<p><u>十四</u> 「指示」とは、監督員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行に必要な方針、事項等について示し実施させること及び検査員が検査結果を基に受注者に対し、修補等を求め実施させることをいい、原則として、書面により行うものとする。</p> <p><u>十五</u> 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、監督員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p><u>十六</u> 「協議」とは、書面により契約書及び仕様書等の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p><u>十七</u> 「通知」とは、<u>発注者若しくは監督員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p><u>十八</u> 「報告」とは、受注者が監督員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p><u>十九</u> 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局及び地方法務局〔支局、出張所を含む。〕）等での調査をいう。</p> <p><u>二十</u> 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。</p> <p><u>二十一</u> 「基準」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和 42 年 7 月 10 日監第 743 号）をいう。</p> <p><u>二十二</u> 「運用方針」とは、三重県県土整備部公共事業の施行に伴う損失補償基準の運用方針（昭和 51 年 9 月 10 日第 276 号）をいう。</p>	<p>語句の追加・修正・削除</p>

用地調査等業務共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編 章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1 第 2 条 用語の定義	<p><u>十五</u> 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準細則への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。</p> <p><u>十六</u> 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。</p> <p><u>十七</u> 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	<p><u>二十三</u> 「精度監理」とは、権利者に対し適正かつ公平な補償を実現するために、基準・基準細則への適合性、補償の妥当性等について、発注者が受注者とは別に第三者の判断を得ることをいう。</p> <p><u>二十四</u> 「検査」とは、契約書及び仕様書等に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。</p> <p><u>二十五</u> 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	語句の修正
1	1 第 3 条 基本的処理方針	<p>受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、<u>基準細則</u>等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>2 受注者は、三重県の直轄の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、三重県<u>土木部</u>公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領の制定について（昭和 63 年 1 月 21 日付け調第 144 号土木部長通知）の 4 地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理について（以下「地盤変動事務処理要領」という。）に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p>	<p>受注者は、用地調査等業務を実施する場合（次項に掲げる場合を除く。）において、この仕様書、基準、<u>運用方針</u>等に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p> <p>2 受注者は、三重県の直轄の公共事業に係る工事の施行ないし公共施設の設置により生じた地盤変動、<u>水枯渇等、日陰及びテレビジョン電波受信障害</u>による損害等（以下「事業損失」という。）に関する調査、費用負担額の算定又は費用負担の説明を実施する場合には、この仕様書、三重県<u>土木整備部</u>公共事業の施行に伴う損害等の賠償に係る事務要領に適合したものとなるよう、公正かつ的確に業務を処理しなければならないものとする。</p>	語句の修正・削除
1	1 第 4 条 調査対象物件の区分	<p>一 建物は、表 1 により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第 14 章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）</p> <p>（4）給・排水、衛生設備</p>	<p>一 建物は、表 1 により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。（第 14 章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）</p> <p>（4）給・排水<u>設備</u>、衛生設備</p>	語句の追加
1	2 第 21 条 図面等に表示する数値及び面積計算	<p>2 建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。</p>	<p>2 <u>前条第 2 項により計測した</u>建物等の面積計算は、前項で記入した数値をメートル単位により小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 2 位（小数点以下第 3 位切捨て）までの数値を求めるものとする。</p>	語句の追加

用地調査等業務共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編	章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	5	第 52 条 土地評価の基準	土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き <u>基準細則第 2 別記 1 土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）</u> に基づき <u>行う</u> ものとする。	土地評価は、監督員から特に指示された場合を除き <u>三重県県土整備部損失補償取扱要領別記 1 土地評価事務処理要領に定めるところ</u> に基づき <u>実施する</u> ものとする。	語句の修正
1	5	第 53 条 現地踏査及び資料作成	<p>一 同一状況地域区分図 同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。 (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、<u>土地評価要領第 5 条 (2)</u> に規定する標準地及び用途的地域の名称</p> <p>二 取引事例地調査表 取引事例比較法に用いる取引事例は、<u>土地評価要領第 11 条に基づき</u>収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。</p> <p><u>2 前項のほか、中部地区用地対策連絡協議会（以下「中部用対」という。）の定める土地評価業務処理要領により行うものとする。</u></p>	<p>一 同一状況地域区分図 同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。 (1) 起業地の範囲、同一状況地域の範囲、<u>運用方針第 2 第 3 項 (1)</u> に規定する標準地及び用途的地域の名称</p> <p>二 取引事例地調査表 取引事例比較法に用いる取引事例は、<u>近隣地域又は類似地域において 1 標準地につき 3 事例地程度を</u>収集し、おおむね次の事項を整理のうえ調査表を作成する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	語句の修正・削除
1	5	第 55 条 現地踏査及び資料作成標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	<u>4 第 1 項、第 2 項の調査の作成に当たっては、中部用対の定める土地評価業務処理要領により行うものとする。</u>	<u>(削除)</u>	語句の削除
1	5	第 56 条 残地等に関する損失の補償額の算定	<p>残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第 53 条及び<u>基準細則第 36</u> に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。</p> <p><u>2 前項の算定調査書の作成に当たっては、中部用対の定める土地評価業務処理要領により行うものとする。</u></p>	<p>残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第 57 条及び<u>運用方針第 43</u> に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	語句の修正・削除
1	6	第 60 条 木造建物	木造建物〔1〕の調査は、建物移転料算定要領（ <u>案</u> ）（平成 28 年 3 月 31 日付け中部用対第 59 号（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。	木造建物〔1〕の調査は、建物移転料算定要領（平成 29 年 3 月 30 日付け中部用対第 54 号（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。	語句の修正

地質・土質調査業務共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1 第 133 条 安全等の確保	<p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 21 年 3 月 31 日）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>1 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達平成 29 年 3 月 31 日）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	基準等の改正
2	<p>1 第 1 章 山地治山等調査 (一般調査)</p> <p>2 第 2 章 治山地すべり調査 (一般調査)</p>	<p>第 1 章 第 1 節～第 8 節 [本文略]</p> <p>第 2 章 第 1 節～第 14 節 [本文略]</p>	<p><u>(現行条文全削除)</u></p> <p><u>第 1 章 地すべり調査</u> 林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第 1 編地質・土質調査業務標準仕様書 第 6 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。 なお、総則については、三重県制定の「地質・土質調査業務共通仕様書」の第 1 編共通編 第 1 章総則を適用する。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	林野庁の改正による

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1	第 1108 条 照査技術者及び照査の実施 2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (1)～(6) 略 <u>(新設)</u>	2 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。 (1)～(6) 略 <u>(7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。</u> <u>I 樋門・樋管詳細設計</u> <u>II 排水機場詳細設計</u> <u>III 築堤護岸詳細設計</u> <u>IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）</u> <u>V 橋梁詳細設計</u> <u>VI 山岳トンネル詳細設計</u> <u>VII 共同溝詳細設計</u> <u>VIII 仮設構造物詳細設計</u>	新設
1	1	第 1109 条 担当技術者 1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。 (管理技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は <u>3</u> 名までとする。	1 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。 (管理技術者と兼務するものを除く) なお、担当技術者が複数にわたる場合は、 <u>適切な人数とし、8</u> 名までとする。	語句の修正
1	2	第 1209 条 設計業務の条件 11 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の <u>コスト削減</u> の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1 ケースについて <u>コスト削減</u> の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき <u>コスト削減</u> 提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（ <u>コスト削減</u> の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。 12 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、 <u>もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、</u> 新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	11 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の <u>生産性向上</u> の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1 ケースについて <u>生産性向上</u> の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき <u>生産性向上</u> 提案を行うものとする。 この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（ <u>生産性向上</u> の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。 12 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、 <u>評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、</u> 新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。 <u>なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。</u> また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、 <u>従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、</u> 新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	語句の修正・追加

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要																		
1	1	<p>第 1214 条 <u>コスト縮減</u>対策</p> <p>第 1214 条 <u>コスト縮減</u>対策 <u>コスト縮減</u>対策の検討に当たり、<u>コスト縮減</u>留意書を作成するものとする。 (1) 予備設計時において、以下の対応を行うものとする。 (詳細設計時に検討すべき<u>コスト縮減</u>提案) 当業務では、最適案として選定された 1 ケースについて、<u>コスト縮減</u>の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべき<u>コスト縮減</u>提案を行う。 なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（<u>コスト縮減</u>の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、詳細設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;"><u>コスト縮減</u>留意書</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">予備設計の内容</th> <th style="width: 30%;">詳細設計時に検討すべき<u>コスト縮減</u>提案及び効果</th> <th style="width: 40%;">関連する検討事項及び問題点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 概略設計時において、以下の対応を行うものとする。 後段階で予備設計を行う概略設計業務の場合は、1) における「詳細設計」を予備設計に、「予備設計」を「概略設計」に読み替えて<u>コスト縮減</u>留意書を作成する。</p>	<u>コスト縮減</u> 留意書			予備設計の内容	詳細設計時に検討すべき <u>コスト縮減</u> 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点				<p>第 1214 条 <u>生産性向上</u>対策</p> <p>第 1214 条 <u>生産性向上</u>対策の検討に当たり、<u>生産性向上</u>留意書を作成するものとする。 (1) 予備設計時において、以下の対応を行うものとする。 (詳細設計時に検討すべき<u>生産性向上</u>提案) 当業務では、最適案として選定された 1 ケースについて、<u>生産性向上</u>の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、詳細設計時に検討すべき<u>生産性向上</u>提案を行う。 なお、この提案は予備設計を実施した技術者が、その設計を通じて得た着目点・留意点等（<u>生産性向上</u>の観点から詳細設計時に一層の検討を行うべき事項）について、詳細設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を求めるものではない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;"><u>生産性向上</u>留意書</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">予備設計の内容</th> <th style="width: 30%;">詳細設計時に検討すべき<u>生産性向上</u>提案及び効果</th> <th style="width: 40%;">関連する検討事項及び問題点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 概略設計時において、以下の対応を行うものとする。 後段階で予備設計を行う概略設計業務の場合は、1) における「詳細設計」を「<u>予備設計</u>」に、「予備設計」を「概略設計」に読み替えて<u>生産性向上</u>留意書を作成する。</p>	<u>生産性向上</u> 留意書			予備設計の内容	詳細設計時に検討すべき <u>生産性向上</u> 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点				<p>語句の修正</p>
<u>コスト縮減</u> 留意書																						
予備設計の内容	詳細設計時に検討すべき <u>コスト縮減</u> 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点																				
<u>生産性向上</u> 留意書																						
予備設計の内容	詳細設計時に検討すべき <u>生産性向上</u> 提案及び効果	関連する検討事項及び問題点																				

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
1	1 主要技術基準及び参考図書	〔略〕 <u>(新設)</u>	〔略〕 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン</u> (厚生労働省 H27.6) ・<u>土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)</u> (国土交通省 H28.3) ・<u>機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン</u> (機械式鉄筋定着工法技術検討委員会 H28.7) ・<u>国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)</u> (国土交通省 H28.3) ・<u>砂防関係施設点検要領(案)</u> (国土交通省砂防部保全課 H26.9) ・<u>ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準(案)</u> (国土交通省 H27.3) ・<u>道路トンネル維持管理便覧【本土工編】(改訂版)</u> (日本道路協会 H27.6) ・<u>道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)</u> (日本道路協会 H28.11) ・<u>道路土工構造物技術基準</u> (国土交通省 H27.3) ・<u>凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準</u> (国土交通省都市局・道路局 H28.3) ・<u>ラウンドアバウトマニュアル</u> (交通工学研究会 H28.4) ・<u>安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</u> (国土交通省道路局 警察庁交通局 H28.7) 	語句の追加
2	2 第 2216 条 氾濫水理解析 (二次元モデルを用いる場合)	2. 業務内容 (3) 資料収集整理 2) 資料収集整理 受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。 〔中略〕 (6)氾濫水理解析 3) 氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。	2. 業務内容 (3) 資料収集整理 2) 資料収集整理 受注者は、工事实施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、 <u>LP地盤高データ</u> 、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。 〔中略〕 (6)氾濫水理解析 3) 氾濫水理モデルの検証 受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて <u>実績の浸水範囲等</u> より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。	語句の追加

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
2	3 第 2310 条 樋門詳細設計	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計</p> <p>受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(5) 構造設計</p> <p>5) ゲート工及び操作室の設計</p> <p>受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。<u>ただし、機械関係（金物）の詳細設計は含まない。</u></p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>	語句の追加
6	2 第 6204 条 交差点部交通量調査	<p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査実施要綱交通量調査編」（国土交通省）<u>（以下「渋滞調査マニュアル」という。）</u>に準ずるものとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(3) 交通量観測</p> <p>受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。</p>	語句の削除
6	2 第 6211 条 交通渋滞調査	<p>2. 業務内容</p> <p>交通渋滞調査の項目は、<u>渋滞調査マニュアル</u>に基づき、下記のとおりとする。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>交通渋滞調査の項目は、<u>「交通渋滞実態調査マニュアル」（建設省土木研究所 H2.2）（以下、渋滞調査マニュアル）</u>に基づき、下記のとおりとする。</p>	語句の修正
6	2 第 6408 条 道路詳細設計	<p>2. 業務内容</p> <p>(13) 照査</p> <p>発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p><u>3) 「詳細設計照査要領」（旧建設省・平成 11 年 3 月）に基づき、詳細設計に必要な設計細部条件の検討・整理結果及び主要計画図について照査を行う。</u></p> <p>4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p>	<p>2. 業務内容</p> <p>(13) 照査</p> <p>発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p><u>3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</u></p>	語句の削除

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
6	9 第 6901 条 道路施設点検の種類	第 6901 条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検 <u>(新設)</u>	第 6901 条 道路施設点検の種類 道路施設点検の種類は以下のとおりとする。 (1) 道路防災カルテ点検 <u>(2) 橋梁定期点検</u>	新設
6	9 <u>(新設)</u> 第 3 節 橋梁定期点検 第 6903 条 橋梁定期点検	<u>(新設)</u>	<p><u>第 3 節 橋梁定期点検</u> 橋梁定期点検は、「三重県橋梁点検要領（案）」及び「道路橋定期点検要領」（以下、「点検要領」という。）に基づき実施する定期点検に適用する。</p> <p><u>第 6903 条 橋梁定期点検</u> 1. 業務目的 橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。 (1) 計画準備</p> <p>1) 業務計画書 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p> <p>① 安全管理計画</p> <p>2) 実施計画書 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。</p> <p>①業務内容 ②対象橋梁位置図 ③現地踏査の調査記録 ④業務実施方針 ⑤実施体制 ⑥実施工程表</p> <p>⑦仮設備計画 ⑧使用建設機械 ⑨安全管理計画（交通規制含む） ⑩環境対策 ⑪連絡体制（緊急時含む。）</p> <p>実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。</p>	新設

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
6 9	(新設) 第 6903 条 橋梁定期点検	(新設)	<p>3) 部材番号図等の整備 受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等の作成及び修正を行うものとする。</p> <p>4) 橋梁点検員 受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 1) 現地踏査の内容 受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水柵あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督員と協議するものとする。</p> <p>2) 緊急対応が必要な場合の報告 受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。</p> <p>(3) 関係機関協議 受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成、協議するものとする。</p> <p>(4) 定期点検 受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。</p> <p>1) 近接目視点検 点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督員と協議するものとする。</p> <p>2) 損傷程度の評価 点検対象橋梁について、点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。</p>	新設

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
6 9	<u>(新設)</u> 第 6903 条 橋梁定期点検	<u>(新設)</u>	<p>3) 健全度評価 点検対象橋梁について、点検要領に基づき、健全度評価を行う。</p> <p>4) 定期点検結果の記録 定期点検結果をもとに、点検要領に定める点検調書を作成するものとする。</p> <p>5) 緊急対応が必要な場合の報告 点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに監督員に報告するものとする。</p> <p>(5) 照査 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。</p> <p>(6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。</p>	新設
6 9	第 6903 条 成果物	<p>第 3 節 成果物 第 6903 条 成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 4 節 成果物 第 6904 条 成果物 受注者は、次の各号について成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部提出するものとする。</p> <p>(1) 道路防災カルテ点検 点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。</p> <p>(2) 橋梁定期点検 定期点検における点検調書及び特記仕様書によるものとする。</p>	<p>語句の修正</p> <p>新設</p>

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
7 2	第 7201 条 <u>下水道管渠</u> 実施設計業務	<p>第 2 章 <u>下水道管渠</u>実施設計業務</p> <p>第 7201 条 <u>下水道管渠</u>実施設計業務</p> <p>本章は<u>下水道管渠</u>の基本設計、詳細設計に適用する。</p> <p>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 - 設計委託編 -」の<u>下水道管渠</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>ただし、第 1 編「共通編」は、<u>下水道管渠</u>実施設計業務委託標準仕様書に優先する。</p> <p>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、<u>下水道管渠</u>実施設計業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</p> <p>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、<u>下水道管渠</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する。</p>	<p>第 2 章 <u>管路施設</u>実施設計業務</p> <p>第 7201 条 <u>管路施設</u>実施設計業務</p> <p>本章は<u>管路施設</u>の基本設計、詳細設計に適用する。</p> <p>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 - 設計委託編 -」の<u>管路施設</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>ただし、第 1 編「共通編」は、<u>管路施設</u>実施設計業務委託標準仕様書に優先する。</p> <p>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、<u>管路施設</u>実施設計業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</p> <p>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、<u>管路施設</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する。</p>	語句の修正
7	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 3 章 管路施設耐震診断調査等業務</u></p> <p><u>第 7301 条 管路施設耐震診断調査等業務</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 3 章 管路施設耐震診断調査等業務</u></p> <p><u>第 7301 条 管路施設耐震診断調査等業務</u></p> <p>本章は<u>管路施設耐震診断調査、耐震実施設計</u>に適用する。</p> <p>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 - 設計委託編 -」の<u>管路施設耐震診断調査等業務</u>委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>ただし、第 1 編「共通編」は、<u>管路施設耐震診断調査等業務</u>委託標準仕様書に優先する。</p> <p>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、<u>管路施設耐震診断調査等業務</u>委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</p> <p>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、<u>管路施設耐震診断調査等業務</u>委託標準仕様書に準拠する。</p>	新設

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
7	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 4 章 ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）</u></p> <p><u>第 7401 条 ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 4 章 ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）</u></p> <p><u>第 7401 条 ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）</u></p> <p><u>本章は管路施設のストックマネジメント実施方針策定に適用する。</u></p> <p><u>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</u></p> <p><u>ただし、第 1 編「共通編」は、ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に優先する。</u></p> <p><u>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</u></p> <p><u>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ストックマネジメント実施方針策定業務（管路施設）委託標準仕様書に準拠する。</u></p>	新設
7	<p><u>3 第 7301 条 下水道終末処理場、ポンプ場実施設計業務</u></p>	<p><u>第 3 章 下水道終末処理場、ポンプ場実施設計業務</u></p> <p><u>第 7301 条 下水道終末処理場、ポンプ場実施設計業務</u></p> <p>本章は<u>下水道終末処理場、ポンプ場</u>施設の基本設計、詳細設計に適用する。</p> <p>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」の<u>下水道終末処理場、ポンプ場</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>ただし、第 1 編「共通編」は、<u>下水道終末処理場、ポンプ場</u>実施設計業務委託標準仕様書に優先する。</p> <p>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、<u>下水道終末処理場、ポンプ場</u>実施設計業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</p> <p>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、<u>下水道終末処理場、ポンプ場</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する。</p>	<p><u>第 5 章 ポンプ場・終末処理場実施設計業務</u></p> <p><u>第 7501 条 ポンプ場・終末処理場実施設計業務</u></p> <p>本章は<u>ポンプ場・終末処理場</u>施設の基本設計、詳細設計に適用する。</p> <p>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」の<u>ポンプ場・終末処理場</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>ただし、第 1 編「共通編」は、<u>ポンプ場・終末処理場</u>実施設計業務委託標準仕様書に優先する。</p> <p>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、<u>ポンプ場・終末処理場</u>実施設計業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</p> <p>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、<u>ポンプ場・終末処理場</u>実施設計業務委託標準仕様書に準拠する。</p>	語句の修正

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
7	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 6 章 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務</u></p> <p><u>第 7601 条 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 6 章 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務</u></p> <p><u>第 7601 条 ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務</u></p> <p><u>本章はポンプ場・終末処理場施設の耐震診断調査に適用する。</u></p> <p><u>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</u></p> <p><u>ただし、第 1 編「共通編」は、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に優先する。</u></p> <p><u>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</u></p> <p><u>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、ポンプ場・終末処理場耐震診断調査業務委託標準仕様書に準拠する。</u></p>	<p>新設</p>
7	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 7 章 スtockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）</u></p> <p><u>第 7701 条 スtockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 7 章 スtockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）</u></p> <p><u>第 7701 条 スtockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）</u></p> <p><u>本章はポンプ場・終末処理場施設のStockマネジメント実施方針策定に適用する。</u></p> <p><u>本業務は、（公社）日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領 ー設計委託編ー」のStockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</u></p> <p><u>ただし、第 1 編「共通編」は、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に優先する。</u></p> <p><u>第 1201 条により参照する主要技術基準及び参考図書については、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に示す参考図書を加える。</u></p> <p><u>第 1211 条に示す設計業務の成果のうち、各種設計計算書、設計図面等の詳細については、別途特記仕様書に定めのない限り、Stockマネジメント実施方針策定業務（ポンプ場・終末処理場）委託標準仕様書に準拠する。</u></p>	<p>新設</p>

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
8	1 第 8102 条 港湾局仕様書	1) 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 <u>平成27年5月</u> 」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。	1) 港湾局仕様書とは、公益社団法人日本港湾協会が発行する「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 国土交通省港湾局監修 <u>平成29年3月</u> 」をいう。ただし、契約日までに行われた全ての改定内容を含むものとする。	基準等の改正
8	1 第 8104 条 業務管理	業務管理については、港湾局仕様書第 1 編第 1 章総則 <u>1-32</u> を適用する。	業務管理については、港湾局仕様書第 1 編第 1 章総則 <u>1-33</u> を適用する。	語句の修正
8	1 第 8105 条 安全管理	安全管理については、本仕様書共通編第 1 章のほか、港湾局仕様書第 1 編第 1 章総則 <u>1-33</u> を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。	安全管理については、本仕様書共通編第 1 章のほか、港湾局仕様書第 1 編第 1 章総則 <u>1-34</u> を適用する。ただし、港湾局仕様書における「事故災害発生報告書」の項目については適用しない。	語句の修正
8	1 第 8106 条 環境保全	環境保全については、港湾局仕様書第 1 編第 1 章総則 <u>1-34</u> を適用する。	環境保全については、港湾局仕様書第 1 編第 1 章総則 <u>1-35</u> を適用する。	語句の修正
8	3 第 8303 条 予備・基本設計	港湾局仕様書第 4 編第 1 章第 1 節「予備・基本設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第 1 編第 <u>1110</u> 条打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。	港湾局仕様書第 4 編第 1 章第 1 節「予備・基本設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第 1 編第 <u>1111</u> 条打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。	語句の修正
8	3 第 8304 条 細部設計	港湾局仕様書第 4 編第 1 章第 2 節「細部設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第 1 編第 <u>1110</u> 条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。	港湾局仕様書第 4 編第 1 章第 2 節「細部設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第 1 編第 <u>1111</u> 条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。	語句の修正
8	3 第 8305 条 実施設計	港湾局仕様書第 4 編第 1 章第 3 節「実施設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第 1 編第 <u>1110</u> 条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。	港湾局仕様書第 4 編第 1 章第 3 節「実施設計」に準ずるものとする。ただし、協議・報告については、本仕様書第 1 編第 <u>1111</u> 条 打合せ等を適用し、設計図書に定めのない限り、本仕様書の別紙で定める設計の区切りにおいて打合せを行うものとする。	語句の修正
8	5 第 8502 条 使用する基準及び図書	(1) 受注者は、「 <u>漁港・漁場の施設の設計の手引（社）全国漁港漁場協会</u> 」に準拠し、設計業務を実施するものとする。	(1) 受注者は、「 <u>漁港・漁場の施設の設計参考図書（公社）全国漁港漁場協会</u> 」に準拠し、設計業務を実施するものとする。	基準等の改正

設計業務等共通仕様書（平成 29 年 11 月一部改正） 新旧対照表

編	章	条、項目	現 行	一 部 改 正	摘 要
9	1	第 1 章 設計	第 1 章 第 1 節～第 7 節 〔本文略〕	<p>（現行条文全削除）</p> <p>第 1 章 林道設計 林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第 3 編設計業務等標準仕様書 第 6 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第 1 編共通編 第 1 章総則、第 2 章設計業務等一般を適用する。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p> <p>第 2 章 林道全体計画調査 林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第 3 編設計業務等標準仕様書 第 7 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第 1 編共通編 第 1 章総則、第 2 章設計業務等一般を適用する。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	林野庁の改正による
10	1 2 3 4 5	<p>第 1 章 山地治山等調査 （解析等調査）</p> <p>第 2 章 地すべり防止調査 （解析等調査）</p> <p>第 3 章 設計業務等一般</p> <p>第 4 章 山地治山等設計</p> <p>第 5 章 地すべり防止設計</p>	<p>第 1 章 第 1 節～第 4 節 〔本文略〕</p> <p>第 2 章 第 1 節～第 7 節 〔本文略〕</p> <p>第 3 章 〔本文略〕</p> <p>第 4 章 第 1 節～第 9 節 〔本文略〕</p> <p>第 5 章 第 1 節～第 3 節 〔本文略〕</p>	<p>（現行条文全削除）</p> <p>第 1 章 治山設計業務 林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第 3 編設計業務等標準仕様書 第 3 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第 1 編共通編 第 1 章総則、第 2 章設計業務等一般を適用する。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p> <p>第 2 章 治山計画作成等業務 林野庁制定の「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書」の第 3 編 設計業務等標準仕様書第 4 章に準拠する他、別途定める特記仕様書による。</p> <p>なお、総則、設計業務等一般については、三重県制定の「設計業務等共通仕様書」の第 1 編共通編 第 1 章総則、第 2 章設計業務等一般を適用する。</p> <p>※森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書において、「監督職員」を「監督員」と読みかえる。</p>	林野庁の改正による